

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊山町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

豊山町長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、地方税法、国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険税の賦課徴収や被保険者の届出による資格の取得・喪失、変更等の管理、被保険者証の発行、療養給付費等の給付等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①国民健康保険の被保険者資格に関する事務(資格取得・資格喪失・被保険者証発行・高齢受給者証発行等)。 ②国民健康保険の給付(療養の給付・療養費の給付・高額療養費の給付・出産、葬祭に関する給付・限度額適用認定証発行等)。 ③国民健康保険料(税)の賦課及び徴収。 ④国民健康保険料(税)の過誤納に関する還付・充当。 ⑤国民健康保険料(税)の滞納処分及び不納欠損。 ⑥国民健康保険料(税)の減免。 ⑦国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関する事務。 ⑧国民健康保険に係る保健事業。 ⑨法令等に規定された業務及び機関に対する医療保険給付関係情報の提供及び移転。 ⑩オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得に関する事務。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム(基本セット内) ・宛名管理システム(基本セット内) ・団体内統合宛名システム(基本セット内) ・EUCシステム(基本セット内) ・統合収納管理システム(基本セット内) ・統合滞納管理システム(基本セット内) ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム ・国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ・医療保険者等向け中間サーバー等 ・統合宛名管理システム(基本セット内) ・課税資料イメージファイリングシステム <p>※) 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険関係ファイル ・統合収納関係ファイル ・統合滞納関係ファイル ・住登外者宛名番号管理関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)</p> <p>・第9条(利用範囲)</p> <p><別表(第九条関係)における利用範囲の根拠></p> <p>上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「国民健康保険」が含まれる項(44の項)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠></p> <p>・第三欄(情報提供者)が「医療保険者(市町村)」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項など (2、3、6、13、42、48、56、65、69、70、83、87、115、120、131、158、161の項)</p> <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠></p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項 (69、70、71の項)</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>・住民基本台帳法第30条の9 別表第一(73の2)(J-LIS照会による本人確認)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉部保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		①特定個人情報の入手に関する対策 ・複数職員によるチェックで誤入力を防止している。 ・国保総合PCでは個人番号を表示せず、誤った対象者に関する情報の入手を防止している。 ②必要な情報以外を入手することを防止する対策 ・国民健康保険システムにおける措置：複数人による二重チェックを実施している。 ③不正な使用を防止する対策 ・国民健康保険システムにおける措置：ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。 ・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。 ・国保連合会からの入手における措置：専用線を用いて、指定されたインタフェースでしか入手できないようシステムで制御している。 ④特定個人情報の使用に関する対策 ・業務に不必要な情報にはアクセスできないようにしている。 ⑤ユーザ認証の管理 ・国民健康保険システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	国民健康保険システムへのアクセスは二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、地方税法、国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険税の賦課徴収や被保険者の届出による資格の取得・喪失、変更等の管理、被保険者証の発行、療養給付費等の給付等を行う。	本事務は、地方税法、国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険税の賦課徴収や被保険者の届出による資格の取得・喪失、変更等の管理、被保険者証の発行、療養給付費等の給付等を行う。		
平成29年2月1日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム		
平成29年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	保険課長 高来 悟	保険課長 堀尾 政美	事後	必要箇所の修正
平成30年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	保険課長 堀尾 政美	保険課長 横田 仁美	事後	必要箇所の修正
令和2年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	保険課長 横田 仁美	保険課長 牛田 彰和	事後	必要箇所の修正
令和2年10月1日	IV. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	課題が残されている	十分である	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	IV. リスク対策 8. 監査	内部監査	自己点検・内部監査	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	IV. リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	十分に行っていない	十分に行っている	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 計数時点	2014/12/1	2020/10/1	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	II. しきい値判断項目 1. 取扱者数 計数時点	2014/12/1	2020/10/1	事前	必要箇所の修正
令和3年6月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 計数時点	2020/10/1	2021/4/1	事後	必要箇所の修正
令和3年6月1日	II. しきい値判断項目 1. 取扱者数 計数時点	2020/10/1	2021/4/1	事後	必要箇所の修正
令和3年6月1日	I. 関連情報 5. 実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険課長 牛田 彰和	保険課長	事後	必要箇所の修正
令和3年7月9日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2第27、42、43、44、45、46の項	番号法第19条第8号 別表第2第27、42、43、44、45、46の項	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和4年5月30日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0001	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、地方税法、国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険税の賦課徴収や被保険者の届出による資格の取得・喪失、変更等の管理、被保険者証の発行、療養給付費等の給付等を行う。	本事務は、地方税法、国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険税の賦課徴収や被保険者の届出による資格の取得・喪失、変更等の管理、被保険者証の発行、療養給付費等の給付等を行う。	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム(基本セット内) ・宛名管理システム(基本セット内) ・団体内統合宛名システム(基本セット内) ・EUCシステム(基本セット内) ・統合収納管理システム(基本セット内) ・統合滞納管理システム(基本セット内) ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム ・国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ・医療保険者等向け中間サーバー等 ・統合宛名管理システム(基本セット内) ・課税資料イメージファイリングシステム ※) 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I. 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険関係ファイル ・統合収納関係ファイル ・統合滞納関係ファイル ・住登外者宛名番号管理関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル 	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条 別表第1第16、30の項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第9条関係) ・第9条(利用範囲) <別表(第9条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2第27、42、43、44、45、46の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用特定個人情報省令)第2条の表	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和8年1月31日 時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和8年1月31日 時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	IV. 8. 人手を介在させる作業及び1. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新規入力	事後	新規入力